

消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使途に関する説明書

平成26年4月1日に施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、「社会保障施策に要する経費(事務費や人件費等は除く)」に充てるものとされています。

本町の令和3年度一般会計予算における上記経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(うち社会保障財源化分) 59,979千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 983,490千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財 源 内 訳					
		国(道)支出金	地方債	その他	一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
社会福祉	社会福祉	263,365	158,279		6,706	98,380	16,062
	老人福祉	95,699	997		50,122	44,580	5,836
	児童福祉	84,395	55,931		2,861	25,603	5,147
社会保険	258,873	45,876		1,665	211,332	15,788	
保健衛生	281,158	35,253	166,100	40,444	39,361	17,147	
合計	983,490	296,336	166,100	101,798	419,256	59,979	

社会福祉 : 社会福祉協議会事業推進経費、障害者自立支援給付事業、障害者地域生活支援事業など

老人福祉 : 高齢者等福祉サービス助成事業、高齢者等福祉バス運行事業、老人保護措置費など

児童福祉 : 子ども医療給付事業、認定こども園運営事業費、認定こども園管理経費など

社会保険 : 国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金

保健衛生 : 地域医療振興対策事業、予防接種経費、健康増進センター管理運営事業など